

東海市告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、告示の日から1箇月間東海市役所都市建設部土木課（4階）において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

東海市長 花田勝重

路線番号	路線名	起終	点	重要な経過地
04-674	遠鐘4号線	東海市荒尾町遠鐘1番121地先から 東海市荒尾町遠鐘1番61地先まで	点	
04-675	遠鐘5号線	東海市荒尾町遠鐘1番38地先から 東海市荒尾町遠鐘1番80地先まで	点	
04-676	遠鐘6号線	東海市荒尾町遠鐘1番50地先から 東海市荒尾町遠鐘1番55地先まで	点	
04-677	遠鐘7号線	東海市荒尾町遠鐘1番109地先から 東海市荒尾町遠鐘1番83地先まで	点	
04-678	遠鐘8号線	東海市荒尾町遠鐘1番106地先から 東海市荒尾町遠鐘1番106地先まで	点	
20-090	遠鐘9号線	東海市荒尾町遠鐘1番87地先から 東海市荒尾町遠鐘1番87地先まで	点	